まほらこども食堂　会則

**第１章 総則**

(名称及び事務所)

第１条　本会は、まほらこども食堂と称し、事務所は愛媛県伊予市に設置する。

第２条　本会は、前項のほか、従たる事務所を愛媛県松山市に置く。

**第２章 目的及び事業**

(目的)

第３条　本会は、「地域のこどもたちが１日を笑顔で終われる居場所づくり」を理念に、家庭や学校生活の困りごとに対する相談支援、居場所・ネットワークづくりを行う。

(事業)

第４条　本会は前条の目的を達成させるために、個人情報の管理に細心の注意を払い、次のことを行う。

1. 子ども食堂事業
2. 子ども宅食事業

２．ネット・ゲーム依存の予防に関する普及啓発事業

３．ネット・ゲーム依存など子ども家庭を対象にした相談支援事業（対面・オンライン）

４．当事者や家族、支援者の交流の機会や居場所づくり事業

５．その他、目的の達成に必要な活動

**第３章 会員**

(種別及び会費)

第５条　本会の構成員は、まほらこども食堂に賛同し、活動に協力する以下の個人をもって組織する。年会費は1名5,000円とする。

1．正会員は、本会の目的に賛同し、会費をもって運営支援し、総会での議決権を有する。

**第４章 役員**

（役員）

第６条　本会には次の役員をおく。

　　・代表 １名　　・副代表 １名    　・理事 １名 　　・監事 １名

2．代表、副代表、理事、監事、をもって役員会を構成する。

3． 監事は役員会、総会に出席し発言することができる。役員及び役員会が機能しない時は、 総会を招集できる。

(任期)

第７条　本会の任期は１年とする。

（任務）

第８条　役員の任務は次の通りとする。

１．代表は本会を代表し、本会を統括する。

２．副代表は代表を補佐し、代表に事故ある時は代表の職務を代行する。

３．総務・会計は全体の運営に関する事務、事業の記録と、決算書の作成、各種事業会計の出納事務処理をし、事務処理に関し必要な書類を管理する。

４．監事は、各種事業会計等の監査を行い、総会で報告する。

**第５章　総会**

（機関・議決）

第９条　年に一度、この会の議決を行う機関として、総会及び役員会をおく。

2. 総会は正会員で構成し、正会員総数の 1/2 以上の出席をもって成立し、多数決をもって議事を決する。

3. 総会は会長が召集するものとし、毎年 1 回以上開催し、次の事項を議決する。総会では以下の事項について議決する。

１．本会の解散、合併に関する事項

２．事業報告と決算報告

３. 事業計画及び活動予算ならびにその変更

４. 会費の額

５. 役員選出

６. 会員の除名に関する事項

７．その他、運営に関する重要事項

4.役員会は会長が召集し、総会に付託すべき事項及び総会の議決の執行に関する事項及び この会の日常の運営に関する事項を議決し執行する。議長は会長が務める。

5.役員会は役員の 1/2 以上の出席をもって成立し、多数決をもって議事を決する。

（事業年度）

第１０条　本会の会計年度及び事業年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

（財産の管理）

第１１条 この会の会計処理および管理方法は役員会が定める。

（会則の改正）

第１２条 会則の改正は総会において正会員の 2/3 以上の賛成をもって決する。

(細則)

第１３条 この会則に定めのない事項及びこの会則の実施に必要な細則は、役員会が定める。

附則

本会則は平成30年１月1日より施行する。

本会則は平成31年７月１日より改定施行する。

本会則は令和２年４月1日より改定施行する。

本会則は令和３年１月１５日より改定施行する。